別記様式第１号の２（第３条、第51条の８関係）

消防計画作成（変更）届出書

年　　月　　日

蕨市消防長　　殿

□防火
□防災　管理者

住　所

氏　名

別添のとおり、□防火 □防災　管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。

管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）			
防火対象物 又は　　の所在地 建築物その他の工作物			
防火対象物 又は　　の名称 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の名称）			
複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称 （変更の場合は、変更後の名称）			
防火対象物 又は　　の用途※1 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の用途）		令別表第１※1	（　）項
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）			
受　付　欄※2	経　過　欄※2		

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　□印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
　　３　※１欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
　　４　※２欄は、記入しないこと。

消 防 計 画

年　　月　　日

統括防火管理〔　□該当　　□非該当　〕

第１　目的と適用範囲

この計画は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に勤務し、出入りするすべての者が守らなければならない。

第２　自衛消防組織の編成及び任務等

担当者	火災、地震その他の災害発生時の任務
自衛消防隊長 ＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿	(1)自衛消防隊の組織編成、監督及び活動時の指揮統制。 (2)災害実態の把握及び情報収集を行なう。 (3)収集した情報を自衛消防隊全体へ周知する。 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
通報連絡担当 ＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿	(1)災害発生を周囲に知らせる。 【□非常ベルを鳴らす　□放送設備を使う　□他＿＿＿＿＿＿＿＿】 (2)身の安全を確保し、119番に通報する。 (3)自衛消防隊長に必要事項を報告する。 (4)到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡を行なう。 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
初期消火担当 ＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿	(1)初期消火失敗に備えて避難経路を確認する。 (2)消防用設備等を使用し初期消火する。 【□消火器　□水バケツ　□屋内消火栓　□移動式粉末消火設備】 【□その他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿】 (3)天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。 (4)火災を伴わない災害の場合は、必要に応じて他の担当の補助を行なう。 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
避難誘導担当 ＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿	(1)避難経路図に従い、曲がり角などの要所に立って避難誘導を行なう。 (2)避難誘導は大声で簡潔に行い、パニック防止に全力をあげる。 (3)避難誘導は、必要に応じて器具や放送設備を活用して効率的に行なう。 【□放送設備　　□拡声器　　□他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿担当 ＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第３　自主検査

火災及び地震対策のため、別表１・別表２に基づき自主検査を実施する。

検査対象	検査実施日	検査実施者	その他必要事項
別表１	＿＿＿＿＿＿	＿＿＿＿＿＿	＿＿＿＿＿＿
別表２	＿＿＿＿＿＿	＿＿＿＿＿＿	＿＿＿＿＿＿

第４　従業員等の守らなければならない事項

(1) 避難経路の管理

ア　避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物品を置かない。

イ　防火戸の付近には、常に開閉の障害となる物品を置かない。

ウ　上記において、物品を容易に除去できない場合は防火管理者に相談する。

エ　避難経路図を見やすい場所に掲示する。

(2) 火気の管理

ア　喫煙管理（喫煙：□可　□不可）

喫煙可の場合、次の(ア)～(エ)のとおり管理する。

(ア)喫煙場所は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とし、指定された場所以外での喫煙は禁止する。

(イ)吸殻は水に浸けて完全に消火し、一定時間ごとに回収する。

(ウ)喫煙場所付近には絶対に可燃物を置かない。

(エ)終業時等で人がいなくなるときは、喫煙場所だけでなく、店内の床やいす等にも吸殻がないか確認する。

イ　火気設備・器具は指定された場所でのみ扱い、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

ウ　火気の使用中は絶対にその場を離れない。

(3) 放火防止対策

ア　建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。

イ　倉庫、物置、空室等は施錠する。

ウ　終業時には、必ず施錠する。

エ　挙動不審者を見かけたら防火管理者に報告する。

オ　ごみは地域のルールに従って捨てる。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(4) 収容人員の管理

収容人員は、通常想定している範囲を超えないよう管理し、場合により入場規制を行なう。

(5) その他

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第５　防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検

(1)防火管理者は、点検結果を管理権原者に報告し、不備事項があれば改修計画を立てて整備する。
(2) 点検結果の記録は「防火管理維持台帳」に編冊して、整備し保存する。
(3) 法定点検時以外で不備を発見した場合は、随時予算措置し改修する。
(4) 総合点検の結果を_____年に１回消防長又は消防署長に報告する。

<table>
<tr><td>設　備　名</td><td>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿</td><td rowspan="2">点検時期</td><td rowspan="2">機器点検
＿＿月、＿＿月

総合点検
＿＿＿月</td></tr>
<tr><td>点検実施者</td><td>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿</td></tr>
</table>

第６　地震対策

(1) 定期的に自主検査を実施する。(別表1・2)
(2) 地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。
(3) 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。
ア　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
イ　火気設備器具の直近にいる従業員等は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に報告する。
ウ　防火管理者は、二次災害の発生を防止するため、建物及び火気設備器具等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。
(4) 地震時の活動は、前記自衛消防組織による活動を原則とする。
ア　自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させ、混乱を防止するために建物内にいる在館者に適切な指示を行う。
イ　避難誘導は、揺れが治まってから行なうものとし、身の安全を確保した後、落下物等に注意しながら一時避難場所（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）へ避難させる。
ウ　在館者等を広域避難場所（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）へ誘導するときは、避難誘導担当者が順路や道路状況、被害状況等について説明する。
エ　要救助者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせるとともに、周囲の者と協力して救助活動を行う。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第７　工事における安全対策

(1) 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行う。
(2) 防火管理者は、工事に立ち会う。
(3) 工事人に対して、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせない。
(4) 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、提示させる。
(5) 工事用のシート等を使用する場合は、防炎物品を使用する。
(6) 溶接、その他の火気等を使用する工事を行う場合は、消火器等の準備をする。
(7) 塗装などに危険物を使用する場合は、防火管理者の承認を受けること。
(8) 放火を防止するために、資機材の整理、整頓をする

第８　消防機関への連絡、報告

届出する書類	届出の時期	届出者
防火管理者選(解)任届出書	防火管理者を定め、又は解任したとき	管理権原者
消防計画作成(変更)届出書	消防計画を作成・変更したとき	防火管理者
消防訓練通知書	消防訓練を実施するとき(実施前)	防火管理者
消防用設備等点検結果報告書	＿＿＿年に１回（＿＿＿月）	管理権原者
防火対象物点検結果報告書 □該当　　□非該当	１　年に１回（＿＿＿月）	管理権原者
工事中の消防計画届出書	防火対象物を使用しながら、他の部分で工事を行なうとき	防火管理者
防火対象物使用開始届出書	①新たな用途として使い始めるとき ②間取りや用途、消防用設備等が変わったとき ③住所、届出者、名称等が変わったとき	防火対象物の関係者（所有者、管理者、占有者）
＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿	＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿	＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿

第９　防火管理業務の一部委託

(※監視や巡回、災害時の対応等について、外部に委託する業務があるかどうか)

□有　防火管理業務の一部を別表３のとおりに委託する。

□無

第10　防災教育

(1) 従業員・新入社員等に別紙１・２の「防災の手引き」を活用し、教育を行う。

対 象 者	実施者、実施時期、内容等
従 業 員	防火管理者は、「防災の手引き」を活用し、消防訓練の実施時期に防災教育を行なう。
新入社員 パ ー ト	防火管理者等が、「防災の手引き」を活用して、採用時又は必要の都度、防災教育を行う。

(2) その他

第11　訓　練

(1) 訓練の実施時期は次のとおりとする。

訓練種別	火　災			震　災
	消　火	通　報	避　難	
実施時期	____月 ____月	____月 ____月	____月 ____月	____月 ____月

(2) その他

第12　その他防火管理上必要な事項

第13　緊急連絡先

第14　避難経路図の掲出

避難経路図

別表１　　自主検査表（日常）　＿＿＿月　　検査実施者＿＿＿＿＿＿＿＿

日	曜日	検査項目							
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

（備考）　検査を実施し、良の場合は〇を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。

なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

防火管理者確認欄

別表２　　**自主検査表（定期）**　　検査実施者＿＿＿＿＿＿

実施項目		確認箇所	確認結果
建物構造	柱・はり・壁・床	欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。	
	窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	外壁・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	
避難施設	避難通路	①　避難通路の幅員が確保されているか。 ②　避難上支障となる物品等を置いていないか。	
	階段 【□該当　□非該当】	階段室に避難上支障となる物品が置かれていないか。	
	避難階の避難口	①　扉の開放方向は避難上支障ないか。 ②　避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ③　避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。	
火気設備器具	厨房設備 （ガスコンロ、湯沸器等） 【□該当　□非該当】	①　可燃物は周囲に置かれていないか。 ②　安全装置は適正に機能するか。 ③　ガス配管に亀裂、老化、損傷はないか。	
	暖房器具	①　自動消火装置等は適正に機能するか。 ②　火気周辺は整理整頓されているか。	
電気設備	電気器具	①　コードの亀裂、老化、損傷はないか。 ②　タコ足配線の接続を行なっていないか。 ③　定格電流の範囲内で使用しているか。	
その他			

検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
＿＿＿＿＿＿	年　月　日	＿＿＿＿＿＿	年　月　日	
＿＿＿＿＿＿	年　月　日	＿＿＿＿＿＿	年　月　日	

（備考）　検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。

なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

別表３　　**防火管理業務の一部委託状況表**　　（　　年　　月　　日現在）

<table>
<tr><td rowspan="3">防火対象物情報</td><td colspan="2">防火対象物</td><td colspan="2"></td><td>再受託について
（委託者が更に別機関に委託すること）</td></tr>
<tr><td colspan="2">管理権原者</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">再受託の有無
□　有
□　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">防火管理者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">受託者情報</td><td colspan="2">名称(社名)</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">所在地</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">担当者氏名</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">電話番号</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="14">受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法</td><td rowspan="5">常駐方式</td><td rowspan="4">範囲</td><td colspan="2">□　火気使用箇所の点検監視業務</td><td>□　同左</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理</td><td>□　同左</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　火災が発生した場合の初動措置
□初期消火　□通報連絡　□避難誘導
□その他(　　)</td><td>□　同左
□初期消火　□通報連絡
□避難誘導
□その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　周囲の可燃物の管理</td><td>□　同左</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　その他(　　)</td><td>□　その他(　　)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">方法</td><td>常駐場所</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>常駐人員</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>委託する防火対象物の範囲</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>委託する時間帯</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">巡回方式</td><td rowspan="4">範囲</td><td colspan="2">□　巡回による火気使用箇所の点検等監視業務</td><td>□　同左</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　火災が発生した場合の初動措置
□初期消火　□通報連絡
□その他(　　)</td><td>□　同左
□初期消火　□通報連絡
□その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　その他(　　)</td><td>□その他(　　)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">方法</td><td>巡回回数</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>巡回人員</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>委託する防火対象物の区域</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>委託する時間帯</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">遠隔移報方式</td><td rowspan="4">範囲</td><td colspan="2">□　火災異常の遠隔監視及び現場確認業務</td><td>□　同左</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　火災が発生した場合の初動措置
□初期消火　□通報連絡
□その他(　　)</td><td>□　同左
□初期消火　□通報連絡
□その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　その他(　　)</td><td>□　その他(　　)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">方法</td><td>現場確認要員の待機場所</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>到着所要時間</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>委託する防火対象物の区域</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>委託する時間帯</td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙１　　防火・防災の手引き（新入社員用）

〔消防計画について〕
消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。
〔消防用設備等について〕
事業所に設置してある消防用設備等（消火器、屋内消火栓、非常ベル、避難器具等）の設置場所と使用方法を覚えてください。
〔火気について〕
１　火気使用設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
２　火気使用設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
３　火気使用設備器具にある取扱い上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
４　地震時には、身体の安全の確保を優先し、揺れがおさまったら火気使用設備器具の使用を中止してください。火災が発生したら、大声で周囲に知らせてください。
５　終業時には、火気使用設備器具の点検を行い、安全を確認してください。
〔喫煙について〕
１　喫煙する場合は指定された場所で行ない、吸い殻入れを用いて喫煙してください。
２　たばこの吸い殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ごみの中には絶対に入れないでください。
３　終業時には、吸い殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。
〔危険物の取扱いについて〕
１　危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
２　危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。
〔避難施設の維持管理について〕
１　避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる物品を置かないでください。
２　防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。
〔放火防止対策について〕
１　建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。
２　倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠してください。
３　ごみ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。
〔火災時の対応〕
１　通報連絡
身の安全を確保し、119番通報します。必ず事業所の住所を覚えておいてください。
防火管理者に連絡します。火災の発生を大声で周囲に知らせ、状況に合わせて対応してください。
２　消火活動
消火設備等を使って消火活動を行います。
３　避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口まで来場者を誘導します。
〔地震時の対応〕
１　身の安全を図ってください。
重量物や蛍光灯、窓等のガラス製品の近くから離れてください。
２　火気器具の直近にいる人は、揺れがおさまったらすぐに火を消してください。

〔その他〕

別紙２　　防火・防災の手引き（従業員用）

〔消防計画について〕

当事業所の消防計画を再確認してください。

消防計画の確認項目

１　通報連絡(情報収集)係（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

２　初期消火係　　（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

３　避難誘導係　　（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

４　日常の自主検査の実施担当者は誰ですか。（＿＿＿＿＿＿＿＿）

５　定期の自主検査の実施担当者は誰ですか。（＿＿＿＿＿＿＿＿）

〔火気について〕

１　火気使用設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。

２　火気使用設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。

３　火気使用設備器具にある取扱い上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。

４　地震時には、身体の安全の確保を優先し、揺れがおさまったら火気使用設備器具の使用を中止してください。火災が発生したら、大声で周囲に知らせてください。

５　終業時には、火気使用設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

１　喫煙する場合は指定された場所で行ない、吸い殻入れを用いて喫煙してください。

２　たばこの吸い殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ごみの中には絶対に入れないでください。

３　終業時には、吸い殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

１　危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。

２　危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

１　避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる物品を置かないでください。

２　防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

１　建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。

２　倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠してください。

３　ごみ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。

〔火災時の対応〕

１　通報連絡

身の安全を確保し、119番通報します。必ず事業所の住所を覚えておいてください。

防火管理者に連絡します。火災の発生を大声で周囲に知らせ、状況に合わせて対応してください。

２　消火活動

消火設備等を使って消火活動を行います。

３　避難誘導

避難口（出入口）を開放し、避難口まで来場者を誘導します。

〔地震時の対応〕

１　身の安全を図ってください。

重量物や蛍光灯、窓等のガラス製品の近くから離れてください。

２　火気器具の直近にいる人は、揺れがおさまったらすぐに火を消してください。

〔その他〕

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿